

きりゅう暮らし応援事業の拡充について（改訂継続）

人口減少の抑制並びに移住・定住の促進を目的に、誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりや空き家・空き地を利用した地域の活性化のために、桐生市が展開している「きりゅう暮らし応援事業」。特にその中でも、平成26年7月より実施している「住宅取得応援助成」は、桐生市内に住宅を建築または購入した方を対象に、基本補助として住宅取得費の3%（加算補助と合わせて最大200万円）を助成するものであり、これまで大変な成果を挙げてきました。

しかし、中古住宅の購入については、昭和56年6月以降の耐震基準に適合していることが条件となっており、昭和56年5月以前のものについては、耐震補強工事後に現行の耐震基準に適合していることが条件となっております。

市内には築40年以上の中古住宅が多数見受けられ、これらを転入促進のために有効活用していくためにも、昭和56年5月以前の中古住宅についても対象として加えていただき、一律で転居費用程度の補助を要望いたします。

当案件につきましては、平成30年度以降、毎年度提言申し上げ、ご継続いただいているものでございますが、令和6年度以降におきましても、上記の通り更なる制度の充実を図りながらの継続を強く要望いたします。

加えて、住宅の長寿化や性能向上のための改修・工事の費用を補助する「住宅リフォーム助成」（加算補助と合わせて最大30万円）につきましても、早期に予算限度額に達する程、多くの市民が利用する助成制度となっております。今後も需要の増加が予想されますので、この制度についても予算の更なる増額等の制度の充実、継続を強く要望します。

桐生市からの回答

「きりゅう暮らし応援事業」の「住宅取得応援助成」につきましては、本市の人口減少対策の一翼を担う事業として、市内への移住・定住を促進するため平成26年度から実施しており、さらなる効果促進を図るため、補助内容の見直しを行いながら制度の充実に努めているところです。

なお、「現行の耐震基準を満たしていない住宅を補助の対象に」というご要望につきましては、今後も市民の皆さまが安全安心に暮らすことができるよう、良質な住環境の形成を目指しているところですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、「住宅リフォーム助成」につきましては、平成24年度から助成事業を実施しており、近年のコロナ禍需要も相まって多くの市民の皆様にご利用いただくなか、令和2年度には予算額を2千万円から3千万円に、令和5年度も3千万円から4千万円に増額する等、制度の充実に努めております。

両事業につきましては、今後も本市への移住定住を促進するとともに、転出の抑制を図る人口減少対策に効果的な事業となるよう、検討してまいりたいと考えております。

[回答担当] 都市整備部建築住宅課住宅係